

各 位

会社名 ブルーイノベーション株式会社
代表者名 代表取締役社長 最高執行役員 熊田 貴之
(コード：5597、東証グロース市場)
問合せ先取締役 執行役員 経営管理本部長 井手 雄一郎
(TEL. 03 - 6801 - 8740)

**資本業務提携契約の締結並びに
第三者割当による新株式、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び
第11回新株予約権の発行に関するお知らせ**

記

当社は、2025年9月26日開催の取締役会において、いであ株式会社（以下「いであ」といいます。）との間で資本業務提携（以下「本資本業務提携」といいます。）を行うこと及びいであに対する第三者割当による新株式の発行（以下「本新株式発行」といい、また本新株式発行により発行される株式を「本新株式」といいます。）を行うこと、並びにシンプレクス・キャピタル・インベストメント株式会社（以下「SCI」といいます。）が無限責任組合員を務めるシンプレクス・キャピタル・PIPEs 投資事業有限責任組合1号（以下「SCI 投資事業有限責任組合」といい、いであとあわせて、個別に又は総称して「割当予定先」といいます。）を割当予定先とする第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」といいます。）及び第11回新株予約権（固定行使価額型）（以下「本新株予約権」といいます。）の発行（以下、「本新株式発行」とあわせて、個別に又は総称して「本第三者割当」といいます。）を行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします（以下、かかる一連の取引を総称して「本スキーム」といいます。）。

いであは、環境・防災・社会インフラ領域において豊富な知見と技術力を有する総合コンサルタントです。当社とは2024年12月に公共インフラ点検・防災・物資輸送分野での事業提携に関する覚書(MOU)を締結し、ドローン・ロボティクス技術を活用した協業の検討を進めてまいりました。今後は、いであのインフラ維持管理や防災分野での知見と、当社のドローン・ロボティクスの先端技術を融合させ、公共インフラや防災分野を中心に新たな事業機会の創出を目指し、このたび資本業務提携契約を締結することとなりました。

SCIには資本市場や企業価値向上の支援等に精通したメンバーが参加しており、当社の中長期の経営戦略に深い理解を示していただいております。投資家としての中長期的な視点から、持続的な成長に向けて企業価値が向上するような積極的な業務支援や提案を受けることにより、当社の企業価値向上を図ることが可能であると判断し、戦略的投資提携にいたることとなりました。

I. 本資本業務提携の概要

1. 本資本業務提携の理由

国内の公共インフラ（港湾、ダム、道路、橋梁、トンネル、上下水道等）の多くは高度経済成長期に整備された資産が多く、老朽化に伴う点検・維持管理の負担が増す中、現場では、危険作業の低減、熟練ノウハウの属人化の解消、限られた人員での高頻度点検、そして災害時の迅速な状況把握と情報共有が同時に求められています。こうした社会課題に対し、当社といであは、それぞれの強みを活かした解決策の社会実装を目的として、2024年12月20日付で、公共インフラの点検、防災、物資輸送等の分野における戦略的業務提携に関する覚書(MOU)を締結し、共同検討を開始しました。

その後、2025年1月28日に埼玉県八潮市道路陥没事故が発生し、下水道管の老朽化問題が一段と社会的関心を集めました。国土交通省は2025年3月18日付で、同種事故の未然防止の観点から、内径2m以上かつ1994年度以前に設置・改築された管路、約5,000kmを対象とする全国特別重点調査の実施を地方公共団体に要請し、2024年度予算の予備費から約99億円の支出が閣議決定されています。加えて、政府は、2023年7月28日に国土強靱化基本計画を閣議決定し、防災インフラの整備・管理の強化、ライフラインの強靱化、デジタル・新技術の活用等に対して、2026年からの5年間で約20兆円の投資を計画しています。公共インフラ

全般の老朽化対策におけるこれらの政策動向を踏まえ、ドローン／ロボティクスは、点検・監視・輸送・情報共有の各局面において有効な技術手段として、導入機運が一層高まっています。

当社は、複数自治体と連携し、公共インフラ領域でドローン点検技術の実証を継続しており、安全性や作業時間の短縮といった実用面に加え、飛行の安定性や3D可視化による判断支援などの技術面でも成果を確認しています。当社は、複数のドローンやロボット、各種デバイスを遠隔・目視外で統合制御・連携するBlue Earth Platform®(BEP)と、国際標準(ISO5491)に準拠したドローンポートシステム(BEPポート※1)を中核に、水域・陸域・空域をシームレスにつなぐアーキテクチャを磨いてきました。いでは、環境・防災・社会基盤整備に関する総合コンサルティングの知見を有し、企画・調査・評価から設計・維持管理までの一貫対応力を備えています。両社の強みを統合することで、社会インフラの安全性や点検・維持管理の効率性の向上、災害時の迅速な対応といった公共的な価値を最大化するソリューションの実現を目指しております。今後、共同での実証実験を通じて、こうしたソリューションを実運用レベルで提供できる体制の構築を進めてまいります。

こうした外部環境の変化及び社会的要請、並びに両社の実証成果を踏まえ、プロダクト開発・実装のスピードと案件形成力をさらに高めるべく、当社はいであと資本関係を構築し、業務提携を一段深い段階に進めることが最適と判断しました。本資本業務提携を通じて、(1)公共インフラ向けドローン点検ソリューションの共同開発・提供、(2)BEPポートを活用した遠隔点検・監視の共同提供、(3)水域・空域・陸域を統合した自動点検システムの共同開発・提供を重点テーマとして推進します。両社は共同で計画立案・実証・社会実装までを一貫通貫で担える推進体制を整備し、公共インフラの効率的な維持管理、災害時の迅速対応、そして安全・安心な社会の持続的発展に貢献してまいります。

※1：BEPポートとは、当社が開発したドローンポートシステムで、ドローンポートシステムの設備要件に関する国際標準規格(ISO5491)に準拠したドローンポート情報管理システムを内包しております。

2. 本資本業務提携の内容

(1) 資本提携の内容

当社は、本新株式発行により、いであに対して、約2億円相当の当社普通株式80,900株(2025年6月30日現在の自己株式を除く発行済株式総数3,939,051株に対する希薄化率2.05%)を割り当てます。本資本業務提携により当社及びいであの協力体制を構築し、事業の推進をより確実なものにすること及び当社の重点領域(点検・防災・物流)における共同事業の推進基盤を強化することを目的としています。本資本業務提携を実施することは、中長期的な視点から今後の当社の企業価値、株主価値の向上に繋がり、既存株主の利益にも資するものと判断しております。また、いでは原則として本新株式を中長期的に保有する方針であります。

(2) 業務提携の内容

ア. 概要

いでは、環境現況の把握、環境アセスメント・計画、現象解析、保全・再生・創造等に関する環境コンサルタント事業、及び河川・港湾・空港・海岸、道路・橋梁等の整備・保全、防災・減災対策・災害復旧に関わる建設コンサルタント事業を中核に、情報システムや海外事業も含め、企画調査から分析・解析、予測・評価、計画・設計、維持管理まで一貫対応できる体制を有しております。中期経営計画では、新規事業創出とIoT・ロボット・AIの利活用を重点課題に掲げ、「防災・減災、インフラ老朽化対策、脱酸素(再生可能エネルギー・ブルーカーボン等)へ注力しています。

一方、当社は、複数のドローンやロボット、各種デバイスを遠隔・目視外で統合制御・連携できる「Blue Earth Platform®(BEP)」を軸に、現場の安全化・効率化・低コスト化に資する点検ソリューションを提供しています。2016年から国土交通省・東京大学と「ドローン離発着場(ドローンポート)」の共同研究に取り組み、BEPポートの開発・実装を進めてきました。近年の災害対応においても、ポートを活用した広報・監視・連絡の仕組みを実地に運用し、平時・非常時をまたぐ運用知見を蓄積しています。

両社はこれらの強みを統合し、以下の重点テーマを中心に共創します。いずれも企画・実証・社会実装までを視野に一体で推進してまいります。

① 公共インフラ向けドローン点検ソリューションの共同開発・提供

橋梁・河川・ダム・港湾構造物等の高経年化資産を対象に、現場要件に応じた点検ワークフローを整備。いでの診断・評価の知見と、ドローン及び当社の BEP に基づくデータ取得・統合・可視化を組み合わせ、安全性・網羅性・継続性の高い点検サイクルを構築します。

② ドローンポート（BEP ポート）を活用した遠隔点検・監視ソリューションの共同開発・提供

平時は定期点検・巡視、非常時は初動対応・情報収集に活用可能な常設ポート運用を想定。いでの社会基盤計画・運用設計の知見と、当社のポート運用・統合制御を組み合わせ、人手を増やさずに運用頻度を高める仕組みを構築します。将来的な自動運航・多拠点連携も視野に、仕様の標準化・拡張性を確保します。

③ 水域・空域・陸域を統合した自動点検システムの共同開発・提供

水上・水中、空中、地上のセンサー／ロボティクスを BEP で連携し、対象インフラの特性に応じて最適なデータ取得・解析を行うシームレス点検を探求。いでの計画・評価フレームに、当社のデータ統合・可視化・運用制御を重ね、現場の意思決定を迅速化します。

④ 共同案件形成・実装プロセスの整備

政策・自治体・民間の各領域で、案件の要件定義、実証計画、仕様策定、運用設計、効果検証までを共同で標準化。入札・提案における役割分担を明確化し、品質・安全・情報セキュリティの管理に関する共通ルールを整えます。

⑤ データ利活用と価値創造

点検・監視で取得するデータは、関連法令・ガイドライン・契約に沿って適切に取り扱い、発注者の資産としての保全を前提に、経年的な比較や傾向分析に資する再利用性・相互運用性を確保します。両社は、データの品質・整合性を担保するための手順を共同で定めます。

イ. 推進体制とガバナンス

両社は、経営層と実務責任者からなる協業推進委員会を設置し、KPI（抽象指標：案件形成・運用性・安全性・効率性など）に基づくレビューを実施します。知的財産・ノウハウの取扱い、成果物の帰属、再許諾の在り方等は、個別契約に従い適切に整理します。リスク管理（安全・品質・情報セキュリティ・コンプライアンス）については、共通の管理基準を定め、改善サイクルを回します。

ウ. 期待される効果

本資本業務提携により期待される効果は以下のとおりです。

- ・点検・保守の効率化（頻度・網羅性・コスト面の改善）
- ・危険作業の低減と作業品質の平準化
- ・災害時の迅速な情報収集・共有と初動対応の高度化
- ・継続的なデータ蓄積に基づく計画的維持管理への移行
- ・発注者・生活者に対する安全・安心の向上と社会的価値の最大化

3. 本資本業務提携の相手先の概要

本資本業務提携の相手先であるいでの概要は、後記「Ⅱ. 第三者割当により発行される新株式、新株予約権付社債及び新株予約権の募集 6. 割当予定先の選定理由等 (1) 割当予定先の概要」をご参照ください。

4. 日程

(1)	本資本業務提携及び本新株式発行に関する取締役会決議日	2025年9月26日
(2)	本資本業務提携及び本新株式発行に関する契約締結日	2025年9月26日
(3)	本新株式発行の払込期日及び本資本業務提携の開始日	2025年10月15日

5. 今後の見通し

後記「Ⅱ. 第三者割当により発行される新株式、新株予約権付社債及び新株予約権の募集

8. 今後の見通し」をご参照ください。

Ⅱ. 第三者割当により発行される新株式、新株予約権付社債及び新株予約権の募集

1. 募集の概要

(1) 本新株式

(1) 払込期日	2025年10月15日
(2) 発行新株式数	80,900株
(3) 発行価額	当社普通株式1株当たり2,472円
(4) 調達資金の額	199,984,800円
(5) 資本組入額の総額	上記「(4) 調達資金の額」欄の記載に従って算出される金額を2で除した金額(1円未満端数切上げ)とします。
(6) 募集又は割当方法	第三者割当の方法による。
(7) 割当予定先	いであ株式会社
(8) その他	上記各項については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。

(2) 本新株予約権付社債

(1) 払込期日	2025年10月23日
(2) 新株予約権の総数	40個
(3) 各社債及び新株予約権の発行価額	社債：金12,500,000円 (各社債の額面金額100円につき金100円としますが、2025年10月6日から2025年10月8日までの間のいずれかの日で、株価変動等諸般の事情を考慮の上で本新株予約権付社債及び本新株予約権に係る最終的な条件を決定する日として当社が決定した日(以下「条件決定日」という。)における本新株予約権付社債の再算定結果に係る評価額レンジの下限が金100円を上回る場合には、かかる評価額レンジの下限の金額とします。) 新株予約権：新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しません。
(4) 当該発行による潜在株式数	本新株予約権付社債の全部が、下記「(6) 転換価額」に記載される本日時点における見込み当初転換価額で転換されたと仮定した場合の潜在株式数：202,265株 本新株予約権付社債については、転換価額の修正は行われず、したがって上限転換価額及び下限転換価額はありません。
(5) 調達資金の額	500,000,000円(かかる金額は、各本社債の金額100円につき金100円で本新株予約権付社債が発行されたと仮定した場合の金額ですが、条件決定日における本新株予約権付社債の再算定結果に係る評価額レンジの下限が金100円を上回る場合には、本新株予約権付社債は、各本社債の金額100円につきかかる評価額レンジの下限の金額で発行される結果、上記調達資金の額も当該差額分増額されます。)
(6) 転換価額	1株当たり2,472円としますが、条件決定日に先立つ20連続取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下「東証終値」という。)の平均値と条件決定日の直前取引日における東証終値の90%に相当する金額のいずれか高い金額の1円未満の端数を切り上げた金額が、2,472円を上回る場合には、当該金額とします。
(7) 募集又は割当方法	第三者割当の方法による。
(8) 割当予定先	シンプレクス・キャピタル・PIPEs投資事業有限責任組合1号
(9) 利率及び償還期日	利率：本社債には利息を付さない 償還期日：2030年10月23日

(10) 償 還 価 額	額面 100 円につき 100 円
(11) その他	<p>上記各項については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。当社は、SCI 投資事業有限責任組合との間で、本新株予約権付社債及び本新株予約権に係る第三者割当契約（以下「本第三者割当契約」といいます。）を締結する予定です。本第三者割当契約において、SCI 投資事業有限責任組合は、払込期日から 180 日間は、当社の事前の同意なく本新株予約権付社債の転換を請求しないものとする旨が定められる予定です。</p> <p>また、本第三者割当契約において、下記「6. 割当予定先の選定理由等 (5) ロックアップについて」に記載のとおり、新株式発行等に関するロックアップに係る条項が定められる予定です。</p>

(3) 本新株予約権

(1) 割 当 日	2025 年 10 月 23 日
(2) 発行新株予約権数	2,100 個
(3) 発 行 価 額	本新株予約権 1 個当たり 1,853 円としますが、条件決定日における本新株予約権の再算定結果に係る評価額がかかる金額を上回る場合には、当該評価額と同額とします。
(4) 当該発行による潜在株式数	210,000 株（本新株予約権 1 個につき 100 株）
(5) 調達資金の額	523,011,300 円（注）
(6) 行 使 価 額	2,472 円としますが、条件決定日に先立つ 20 連続取引日における東証終値の平均値と条件決定日の直前取引日における東証終値の 90%に相当する金額のいずれか高い金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額が、2,472 円を上回る場合には、当該金額とします。
(7) 募集又は割当方法	第三者割当の方法による。
(8) 割 当 予 定 先	シンプレクス・キャピタル・PIPEs 投資事業有限責任組合 1 号
(9) そ の 他	<p>上記各項については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。本第三者割当契約において、SCI 投資事業有限責任組合は、払込期日から 180 日間は、当社の事前の同意なく本新株予約権を行使しないものとする旨、及び、SCI 投資事業有限責任組合は、一定の場合に、当社に対して通知することにより、本新株予約権の取得を請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は、本第三者割当契約に従い、本新株予約権を取得する旨が定められる予定です。</p> <p>具体的には、当社が発行する株式について、①本新株予約権付社債の発行要項第 11 項第(2)号(ロ)①に定義する組織再編行為が当社の株主総会で承認された場合において、本新株予約権付社債の発行要項第 11 項第(2)号(ロ)①に定義する承継会社等の普通株式がいずれの金融商品取引所にも上場されない場合、②本新株予約権付社債の発行要項第 11 項第(2)号(ロ)②に定義する公開買付けがなされた場合、③本新株予約権付社債の発行要項第 11 項第(2)号(ロ)③に定義する上場廃止事由等が生じた若しくは生じる合理的な見込みがある場合若しくは東京証券取引所による監理銘柄への指定がなされた若しくはなされる合理的な見込みがある場合、④本新株予約権付社債の発行要項第 11 項第(2)号(ロ)④に定義する支配権変動事由が生じた場合、⑤本新株予約権付社債の発行要項第 11 項第(2)号(ロ)⑤に定義するスクイーズアウト事由が生じた場合、又は⑥本新株予約権付社債の発行要項第 11 項第(2)号(ロ)⑥に定義する財務制限条項抵触事由が生じた場合であって、第 6 条第 4</p>

	項に規定する改善計画が同項に従い提出されず、若しくは財務制限条項抵触事由が生じた日を含む事業年度の翌事業年度において財務制限条項抵触事由が解消しなかった場合をいいます。
--	--

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額であります。なお、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、発行決議日の直前取引日における東証終値等の数値を前提として算定した見込額であります。本新株予約権の最終的な払込金額及び行使価額は条件決定日に確定します。

※本新株予約権付社債及び本新株予約権について発行決議日から条件決定日まで一定期間を設けた趣旨

本新株予約権付社債及び本新株予約権については、本資本業務提携の公表による株価の変動を踏まえた公正な発行価額とするため、条件決定日に最終的な条件を決定いたします。

本新株予約権付社債や本新株予約権のように、証券を第三者割当の方法により発行して行う資金調達においては、通常、当該証券の発行を決議した日に、全ての条件を決定します。

しかし、当社は、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行決議日付で、本資本業務提携を公表しており、これにより、発行決議日以降の当社の株価に影響が出る可能性があります。本資本業務提携の公表に係る市場による受け止め方いかんによっては、発行決議日以降の当社の株価に影響があり得ますところ、当社といたしましては、既存株主の利益に配慮した公正な発行条件の決定という観点から、仮に本資本業務提携の公表を踏まえた株価の上昇が生じる場合には、当該株価の上昇を反映せずに本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行条件を決定することは、当該発行条件とこれらの証券の発行時における実質的な価値との間に乖離を発生させ、既存株主の利益を害するおそれがあることから、株価の上昇を反映した上で本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行条件が決定されることがより適切であると考えております（なお、株価が下落した場合には、かかる下落は反映されません。詳細は下記「※本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行条件の決定方法」に記載のとおりです。）。そこで、本資本業務提携の公表に伴う株価への影響を織り込むため、発行決議日から一定期間を経過した日を条件決定日として定め、当該条件決定日までの間の株価の値動きを反映した株価等の数値を用いて条件決定日において再び本新株予約権付社債及び本新株予約権の価値算定を行い、当該再算定の結果を踏まえて、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行価額等の条件を最終的に決定しようとするものであります。当社は、当社普通株式の過去の値動きの傾向やボラティリティ等を総合的に勘案し、株価が本資本業務提携の公表を織り込むために要する日数としては、5取引日から7取引日程度を要すると考えており、条件決定日を、発行決議日から6取引日から8取引日後にあたる、2025年10月6日から2025年10月8日までの期間のいずれかの日に設定することといたしました。

※本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行条件の決定方法

下記「5. 発行条件等の合理性 (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容」に記載のとおり、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行価額は、第三者評価機関に価値算定を依頼し、当該価値算定結果に基づき決定されます。発行決議日の発行決議に際して発行決議日の直前取引日の東証終値等を前提としてかかる算定を行い決定した発行価額が、本新株予約権付社債について各社債100円につき100円、本新株予約権につき1個当たり金1,853円という金額です。また、本新株予約権付社債の転換価額及び本新株予約権の行使価額は、発行決議日時点においては、「発行決議日に先立つ20連続取引日における東証終値の平均値と発行決議日の直前取引日における東証終値の90%に相当する金額のいずれか高い金額」という算式によって決定されております。

しかし、かかる算定結果には、上述のとおり、発行決議日以降の株価の値動きが反映されておりません。そこで、条件決定日時点において、下記「5. 発行条件等の合理性 (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容」に記載されている方法と同様の方法を用いて再び価値算定を行い、その結果が、発行決議日以降の株価の上昇等を理由として、上記発行決議日時点における本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行価額を上回ることとなる場合には、かかる再算定結果に基づき決定される金額を、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行価額といたします。他方、発行決議日以降の株価の下落等により、条件決定日における再算定結果が上記発行決議日時点における本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行価額以下とな

る場合には、かかる結果の織り込みは行わず、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行価額は上記発行決議日時点における本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行価額のままで据え置かれます。また、本新株予約権付社債の転換価額及び本新株予約権の行使価額についても、条件決定日に先立つ20連続取引日における東証終値の平均値と条件決定日の直前取引日における東証終値の90%に相当する金額のいずれか高い金額の1円未満の端数を切り上げた金額が上記発行決議日時点における転換価額及び行使価額を上回る場合には、当該金額を転換価額及び行使価額といたします。

すなわち、有利発行の問題が生じないような発行条件を決定する方針の下、既存株主の利益への配慮という観点から、条件決定日における株価状況を考慮した発行条件を採用しつつ、条件決定日において本新株予約権付社債及び本新株予約権の価値が上昇していた場合には、発行価額の決定に際してかかる上昇を考慮するものの、価値が下落していた場合には、かかる下落は反映されないという仕組みを採用しております。したがって、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行価額が、本新株予約権付社債について各社債100円につき100円、本新株予約権につき1個当たり金1,853円という発行決議日時点における発行価額を下回って決定されることはありません。

2. 募集の目的及び理由

(1) 資金調達のための主な目的

本新株発行については、前記「I. 本資本業務提携の概要 1. 本資本業務提携の理由」に記載のとおり、当社といであとの間の業務提携と併せて実施するものであり、公共インフラの老朽化や防災分野でのニーズ拡大を背景に、両社の協力体制を強化し、共同開発テーマの推進を着実に進めるため、成長投資資金を調達することを目的としております。

本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行の目的及び理由については、以下のとおりです。

当社は「自律分散型の社会インフラを支える、ロボット・システムのプラットフォーム」をビジョンに掲げ、複数の自律移動ロボット（ドローン、AGV等）や各種デバイスを遠隔・目視外で統合制御するBlue Earth Platform®（BEP）を中核に、点検・防災・物流の各領域で社会実装を進めております。足元では、インフラ高経年化と自然災害の多発・激甚化を背景に、安全性の確保、運用効率化、省力化に資するソリューションへの需要が一段と高まっており、当該領域は当社の重点成長ドメインです。

本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行は、前記「I. 本資本業務提携の概要 1. 本資本業務提携の理由」に記載している、いであとの資本業務提携と一体的に実施するものです。両社の協力体制を財務面からも強化することで、社会課題の解決に直結する共同ソリューションの開発スピードと実装力を高め、事業推進をより確実にすることを目的としています。

① 資金調達の目的（成長投資の加速）

本資金調達は、成長投資の加速を目的とするものです。当社の2025年6月末時点における現預金残高は590百万円であり、通常の運転資金需要には十分対応可能な水準にあります。一方で、下記の成長投資を計画しており、これらを自己資金のみで全て賄うことは困難であります。

そこで、本新株、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行により必要資金を調達し、成長投資を着実に実行することを企図しています。これにより、2025年対比で30%から40%程度の売上高の年平均成長率（CAGR）及び2027年度の営業黒字化を含む中期的な成長戦略の実現を確実なものとしてまいります。

今回の調達資金は、主として以下に充当します。

- ・研究開発の強化：BEPを中核とする各ソリューション群における機能拡張、接続性向上、対応領域の拡大（将来の規格対応・海外展開も視野）。実運用からのフィードバックを適時反映し、実用性・信頼性の高度化を図ります。
- ・運用サービスの拡大と提供体制の強化：需要増に即応する運用オペレーションを確立するため、人材・ケイパビリティの獲得（必要に応じた近接領域のM&Aを含む）を進め、フロー型事業の拡大とストック型収益（レンタル・ソフトウェア・保守等）の比率向上を同時に目指します。
- ・市場浸透の加速：官公庁・自治体・民間向けのB2B市場において、展示会・イベント・

オンライン施策等の最適配分と、価値を分かりやすく伝える各種コンテンツ整備により、認知→商談→受注のファネルを強化します。

当社は、2027年度の営業黒字化を経営目標として掲げており、以降はドローンポート・ソリューションを中心に事業規模と収益性の拡大を目指します。調達資金は、このような中期計画を実行するための成長投資として位置付けます。

②本スキームを選択した理由

本スキームは、(i)本資本業務提携と一体で実施することにより研究開発・運用体制強化・市場浸透を機動的に前進できること、(ii)発行時期・金額・転換(行使)タイミングの柔軟性を確保し、資本効率と財務健全性の両立に資すること、(iii)SCIから事業開発・提携先紹介・IR支援等のバリューアップ機能を取り込み、希薄化以上の成長効果を期待できることを、総合的に勘案して選択したものです。なお、下記「(2)本第三者割当を選択した理由」に記載のとおり、他の調達手段も検討したうえで、本スキームがスピード・柔軟性・シナジーの観点で最適と判断しました。

③ SCI との協働による効果

SCIは、資本市場・企業価値向上の知見を有し、当社の中長期戦略に対する理解を有するパートナーです。資金提供にとどまらず、事業開発、業務提携先の紹介、IR支援等の面で協働し、持続的な企業価値向上を図ります。これにより、当社が目指す「社会実装のスピードアップ」と「収益基盤の強化」を同時に進めます。

④ 希薄化に対する考え方(売却方針を含む)

市場環境によっては、転換・行使が一時点に集中する可能性は否定できませんが、SCIとの事前協議により、当社との資本・業務提携を通じて事業シナジーが見込める企業への譲渡を基本方針としています。これにより、市場での一括売却による株価下落圧力を可能な限り抑制し、既存株主への影響最小化に配慮します。必要性・相当性については、当社の成長投資計画、ガバナンス体制、資本政策との整合性から合理性があると判断しています。

⑤ 資金使途のガバナンス(モニタリング)

調達資金は、取締役会の監督の下、投資審査及び進捗モニタリングのプロセスを設け、使途別KPI(抽象指標: 接続性・対応領域・運用提供体制・商談創出等)に基づき四半期単位で点検します。主要な進捗は、適時開示等を通じて可能な範囲で情報提供します。

本第三者割当に係る調達額の内訳・使途・支出時期の詳細は、下記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期」にて記載しているとおりであります。また、本日付で公開する本第三者割当に係る補足説明資料・説明動画もご参照ください(なお、補足説明資料・説明動画は、本プレスリリースの記載内容を要約して説明するものです。)

(2) 本第三者割当を選択した理由

① 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、いであに対し本新株式、SCI投資事業有限責任組合に対し本新株予約権付社債及び本新株予約権を割り当て、本新株式及び本新株予約権付社債についてはそれぞれの払込期日に、本新株予約権についてはSCI投資事業有限責任組合による行使によって当社が資金を調達する仕組みとなっております。

なお、今回の調達金額は、研究開発の強化、運用サービスの拡大と提供体制の強化及び市場浸透の加速といった当社の中期計画を実行するための成長投資における具体的な資金需要と、発行済株式総数及び流通株式数に対する希薄化の影響とのバランスを慎重に勘案した上で設定しており、事業成長と株主価値の維持・向上の両立を目指す最適な水準であると考えております。

② 資金調達方法の選択理由

当社は、上記「(1) 資金調達の主な目的」に記載のとおり、資金調達を行うために様々な資金調達方法を検討する中で、当社からいであに対して本資本業務提携を提案し、それとは別にSCIから本新株予約権付社債及び本新株予約権を用いた資金調達の提案を受けました。

当社は、本新株式及び本新株予約権付社債の発行により、当社の資金需要に対し一定の金額を発行時点で調達することができるため、また、残りの必要金額については本新株予約権の行使により、

希薄化及び株価に配慮した形での調達が可能となるため、今般の資金調達を選択いたしました。

また、当社は今回の資金調達に際し、以下の「(本スキームの特徴)」及び「(他の資金調達方法との比較)」に記載されている点を総合的に勘案した結果、本スキームによる資金調達方法が、いであとの本資本業務提携を推進しつつ、また既存株主の利益に配慮しながら当社の将来の資金ニーズに対応しうる、現時点において最適な選択であると判断し、これを採用することを決定いたしました。

(本スキームの特徴)

[メリット]

- ① 本新株式及び本新株予約権付社債の発行により、証券の発行時に一定の資金を調達することが可能となります。
- ② 本新株予約権付社債の発行により、将来的な自己資本の拡充が期待可能でありつつも、段階的に転換が行われることが期待できるため、株価インパクトの分散化が可能となります。
- ③ 本新株予約権の目的である当社普通株式数は210,000株で固定されており、株価動向にかかわらず、最大交付株式数が限定されているため、希薄化の規模は限定的であり、一定の予見可能性があります(但し、行使価額の調整事由が生じた場合には、本新株予約権の目的である当社普通株式数も調整されることとなります)。他方で、全額を新株予約権による調達とした場合、行使がなされなければ調達ができないため、資金需要とのバランスを考慮して、一部を本新株式及び本新株予約権付社債による調達としております。
- ④ 本新株式及び本新株予約権による調達金額並びに本新株予約権付社債による調達金額のうち当社普通株式への転換の対象となった金額はいずれも資本性の資金となるため、財務健全性指標が上昇します。

[デメリット]

- ① 本新株式及び本新株予約権付社債部分については即座の資金調達が可能ですが、本新株予約権については、新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、行使価額に行使の対象となる株式数を乗じた金額の資金調達がなされます。そのため、本新株予約権の発行当初に発行予定額の満額の資金調達が行われるわけではありません。
- ② 市場環境に応じて、本新株予約権付社債の転換完了及び本新株予約権の行使完了までには一定の期間が必要となります。また、当社の株式の流動性が減少した場合には、転換完了及び行使完了までに時間がかかる可能性があります。
- ③ 株価が本新株予約権の行使価額を下回って推移した場合、割当予定先による本新株予約権の行使が期待できないため、事実上資金調達ができない仕組みとなっております。特に、行使価額修正型の新株予約権と比べて、本新株予約権については、行使価額は株価推移と連動して修正されないため、行使がなされるためには行使価額を上回る水準で株価が推移する必要があり、その行使の蓋然性は相対的に低くなっております。
- ④ 株価が本新株予約権の行使価額を超えている場合でも、割当予定先が本新株予約権を行使するとは限らず、資金調達の時期には不確実性があります。
- ⑤ 本新株予約権付社債の転換価額は固定されており、株価がその水準を下回って推移する場合、本新株予約権付社債の転換が進まず、社債として償還するための資金が必要となる可能性があります。
- ⑥ 本新株予約権付社債については、発行時点においては会計上の負債であり資本には算入されず、一時的に負債比率が上昇します。
- ⑦ 第三者割当方式という当社と各割当予定先のための契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募ることによるメリットは享受できません。

(他の資金調達方法との比較)

- ① 公募増資により一度に全株を発行すると、一時に資金を調達できる反面、希薄化も一時に発生するため株価への影響が大きくなるおそれがあると考えられますので、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。
- ② 普通社債又は借入れによる資金調達では、利息負担が生じ、調達金額が全額負債として計上されるため、本第三者割当において調達するのと同規模の資金を全て負債により調達した場合、財務健全性が低下する可能性があります。今後の事業戦略推進において、緊急の資金需要が生じた場合に備えて迅速に有利子負債による資金調達を行う選択肢を残す観点からも、普通社債の発行又は借入れにより調達することは現時点における現実的な選択肢ではないと判断いたしました。

- ③ 株主割当増資では出資を履行した株主との間では希薄化懸念は払拭されますが、割当先である既存投資家の参加率が不透明であることから、十分な額の資金を調達できるかどうか不透明であり、今回の資金調達方法として適当でない判断いたしました。
- ④ いわゆるライツ・イシューには、発行会社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、発行会社はそのような契約を締結せず、新株予約権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想され、適切な資金調達方法ではない可能性があります。また、ノンコミットメント型ライツ・イシューについては、当社は最近2年間において経常赤字を計上しており、東京証券取引所の定める有価証券上場規程に規定される上場基準を満たさないため実施することができず、上場基準を満たしたとしても、上記の株主割当増資と同様に、割当先である既存投資家の参加率が不透明であり、十分な額の資金調達を実現できるかどうか不透明であり、今回の資金調達方法としては適当でない判断いたしました。
- ⑤ 行使価額修正条項付の新株予約権には、様々な設計がありますが、その行使価額は下方にも修正される形が一般的です。行使価額修正条項付の新株予約権は行使の蓋然性が高まる一方、現状の株価水準よりも低い価格での行使がなされ、資金調達の金額が当初の予定を下回ることも珍しくありません。今般の資金調達に際しては、新株式及び本新株予約権付社債の発行により当面必要な資金を調達しつつ、本新株予約権については行使価額を固定することにより、既存株主の株式価値を損なうことなく、追加的な資金調達を当初の予定どおりの金額規模で達成できる見込みです。このように、行使価額が下方修正されるタイプの修正条項付の新株予約権に比べて、想定どおりの金額での資金調達を実現できる可能性が高いという意味で、本新株予約権は当社の資金需要に合致した資金調達方法であると考えております。

また、株式価値の希薄化が生じる時期を可能な限り遅らせることができるよう SCI 投資事業有限責任組合と協議した結果、本新株予約権付社債の調達資金による企業価値向上と持続的な成長を確認するために相当な期間として、本新株予約権付社債の発行日から 180 日間は当社の事前の同意なく本新株予約権付社債の転換を請求しない旨を、また、本新株予約権の発行日から 180 日間は当社の事前の同意なく本新株予約権を行使しない旨を本第三者割当契約で合意する予定です。なお、当社が本新株予約権付社債の転換又は本新株予約権の行使に事前に同意し、本新株予約権付社債の転換又は本新株予約権の行使が行われた場合には、速やかにお知らせいたします。一方で、SCI 投資事業有限責任組合は、当社のようにグロース市場等に上場する成長企業に対してその成長加速を支援することを目的としたファンドであり、当社の中長期的な企業価値の向上と株式価値の最大化を目指すことで得られるキャピタルゲインを獲得すること（本新株予約権を行使し、また、本新株予約権付社債を普通株式に転換した上で売却する際における投資資金の回収）を目的としていることから、本新株予約権付社債の転換及び本新株予約権の行使が可能な期間において、当社普通株式の株価等を勘案の上で SCI 投資事業有限責任組合が適切と判断した時点で、株式への転換が行われることとなります。なお、当社は、SCI 投資事業有限責任組合から、本新株予約権付社債及び本新株予約権を中長期保有する方針を有しており、本新株予約権付社債の転換又は本新株予約権の行使により取得した当社普通株式の市場での短期的な売却を目的としていない旨、並びに当社普通株式の将来的な売却についても、市場での売却を否定するものではないものの、当社の事業成長や資本政策に資する戦略的な相手先及び機関投資家等への譲渡を基本としている旨の説明を口頭にて受けております。以上の点により、既存株主の利益に配慮することを前提に当社の資金ニーズに対応しながら、当社の中長期的な企業価値の向上と株式価値の最大化を目指すことが SCI 投資事業有限責任組合の利益にもつながるため、本第三者割当契約を締結した上で、第三者割当の方法により本新株予約権付社債及び本新株予約権を発行することが最も適した調達方法であるという結論に至りました。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

調達する資金の総額	1,222,996,100円
本新株式の発行価額の総額	199,984,800円
本新株予約権付社債の発行価額の総額	500,000,000円
本新株予約権の発行価額の総額	3,891,300円
本新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額の総額	519,120,000円
発行諸費用の概算額	16,000,000円
差引手取概算額	1,206,996,100円

- (注) 1. 本新株予約権付社債の発行価額の総額及び本新株予約権の発行価額の総額は、本日現在における見込額です。実際の発行価額の総額は、条件決定日に決定されます。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合又は当社が本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少する可能性があります。
4. 発行諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書等の書類作成費用、弁護士費用、その他諸費用であります。

(2) 調達する資金の具体的な使途

上記差引手取概算額 1,206 百万円については、下記表記載の資金使途に充当する予定であります。

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
① 研究開発費	600	2025年10月～2029年9月
② マーケティング費	200	2025年10月～2029年9月
③ M&A 待機資金	406	2025年10月～2029年9月
合計	1,206	—

- (注) 1. 上記使途の調達資金を実際に支出するまでは、当該資金は銀行預金等の安全な運用方法で管理いたします。
2. 実際に調達した資金は、上記具体的な資金使途の支払が発生した順に応じて充当いたしますが、優先順位としては②、③、①の順となります。
3. 本新株式及び本新株予約権付社債により調達した金額を②及び③の全額並びに①に充当し、本新株予約権により調達した金額を①の残額に充当いたします。

本資金調達は、成長投資の加速を目的とするものです。当社の2025年6月末時点における現預金残高は590百万円であり、通常の運転資金需要には十分対応可能な水準にあります。一方で、下記の成長投資を計画しており、これらを自己資金のみで全て賄うことは困難であります。

そこで、本新株式、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行により必要資金を調達し、成長投資を着実に実行することを企図しています。これにより、2027年度の営業黒字化を含む中期的な成長戦略の実現を確実なものとしてまいります。

なお、追加の資金調達や借入れは現時点では想定しておらず、仮に本新株予約権の行使状況により想定どおりの資金調達ができなかった場合には、①に充当する金額を減額するか、又は手元資金を充当することで対応する予定です。

資金使途に関する詳細は、以下のとおりです。

① 研究開発費（総額 600 百万円）

当社はBlue Earth Platform® (BEP) を中核に、点検・防災・物流の社会実装を進めています。本研究開発費は、ソリューション群全体に共通する機能拡張・接続性向上・対応領域の拡大に投じ、現場起点の改善を継続します。具体的には次の観点で進めます。

- BEP ライン（送電線点検）：多様な運用環境（地形・気象・構造・通信条件の違い等）に耐える対応プラットフォームの拡充と主要モジュールの最適化。実運用フィードバックを速やかに反映し、実用性・信頼性を強化（海外展開も視野）。
- BEP サーベイランス（自動巡回点検）：各種モビリティ（例：AGV等）への対応拡張

とアーキテクチャ改善により、現場要件の幅に応える柔軟性を確保。将来の規格・業界標準への対応可能性も見据えた拡張性・相互運用性を高めます。

- ・BEP ポート（ドローンポートシステム）：平時の定期運用と非常時の初動対応を想定し、機能拡張・接続性強化・対応デバイス拡大を推進。社会インフラとの連携基盤を整え、運用頻度と安全性の両立を図ります。
- ・BEP インспекション（プラント点検）：点検用ロボティクス／センサーとの連携強化と、データ統合管理との接続性向上により、可視化・分析の高度化を推進。現場の意思決定を支える一体的なサービス体験を目指します。
- ・Blue Earth Platform®（横断）：ソリューション横断の統合運用前提で基盤を再整備し、スケーラビリティ／セキュリティを強化。デバイス・ユーザー・データの統合管理を進め、新価値創出の足場を固めます。

期待効果：導入リードタイム短縮／運用安定性向上／対応領域の拡大／ライフサイクルコスト低減

② マーケティング費（総額 200 百万円）

官公庁・自治体・民間を対象とした B2B 市場での認知～商談～受注の一連のファネルを強化します。

- ・需要創出と訴求力の強化：展示会・イベント・オンライン施策の最適配分、ソリューションの価値を直感的に伝える各種コンテンツ整備（例：導入事例・運用イメージの可視化等）
- ・商談化の生産性向上：セグメント別課題に即した提案資材の標準化、営業・CS との連携による受注転換の底上げ
- ・公共調達（国や自治体が発注する契約）への対応力：発注前の要件定義や仕様策定の段階から、技術的知見や実証データを提供する体制を強化し、新技術が適切に評価される入札機会を拡大

期待効果：リード獲得の増加／商談化率・受注転換率の改善／LTV（顧客生涯価値：顧客 1 人が生涯を通じてもたらす収益）の向上

③ M&A 待機資金（総額 406 百万円）

需要拡大に即応できる運用体制の厚みを確保するため、運用・教育等の近接領域パートナーの獲得に向けた投資を機動的に実施可能とするものです。

- ・対象イメージ：点検・災害対応の運用ケイパビリティを持つ事業、運用人材の育成・供給に強みを持つ事業 等
- ・狙い：フロー型（運用サービス）の提供能力拡大と、リース・ソフト・保守等のストック型比率の向上を両立し、収益の安定性を強化
- ・PMI（Post Merger Integration：資本提携・M&A 後の統合作業）方針：品質・安全・情報セキュリティの共通基準を前提に、オペレーションの早期統合と人材の定着／育成を重視

実行にあたっては、法令・会計基準・ガバナンスを遵守し、スクリーニングからデューデリジェンス、PMI までの標準プロセスを適用します。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、本第三者割当により調達した資金を、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当し、中長期的な事業の成長を目指してまいります。

その結果、当社の企業価値及び中長期的な株主価値の向上、並びに既存株主の皆様への利益拡大が図られるものと考えており、本第三者割当の資金使途については合理性があるものと考えております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

①本新株式

払込金額につきましては、発行決議日の直前取引日に先立つ 20 取引日における東証終値の平均値と、発行決議日の直前取引日における東証終値の 90%に相当する金額のいずれか高い金額を採用するという基準をいであとの間で合意しておりましたが、発行決議日の直前取引日における東証終値 (2,233 円) に基づき、最終的には発行決議日の直前取引日に先立つ 20 取引日における東証終値の平均値である 2,472 円としております。当該基準については、特定の一時点を基準にするより、一定期間の平均株価という平準化された値を採用することで、一時的な株価変動の影響等特殊要因を排除することができ、算定根拠として客観性が高く合理的だと考えたため、20 取引日における平均値を基本線としつつ、直近の株価との乖離が大きくなり過ぎることを回避する、という観点から設定しておりました。かかる基準を踏まえて決定された払込金額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠して決定されたものであり、特に有利な払込金額に該当しないものと判断しております。

なお、当該払込金額 2,472 円につきましては、発行決議日の直前取引日の当社普通株式の終値である 2,233 円に対し 10.70%のプレミアム (小数点以下第 3 位を四捨五入。以下、株価に対するプレミアム率の数値の計算について同様に計算しております。)、発行決議日の直前取引日までの直近 3 か月間の当社普通株式の終値の平均値 2,301 円 (小数点以下を四捨五入。以下、平均株価の計算について同様に計算しております。) に対し 7.43%のプレミアム、同直近 6 か月間の当社普通株式の終値の平均値 1,720 円に対し 43.72%のプレミアムとなります。

また、当社監査等委員会から、本新株式の払込金額は、当社株式の価値を表す客観的な指標である市場価格を基準にしており、日本証券業協会の指針も勘案して決定されていることから、かかる発行条件により本新株式を発行するという取締役の判断について、法令に違反する重大な事実は認められない旨の意見を得ております。

②本新株予約権付社債

当社は、本新株予約権付社債の発行要項及び SCI 投資事業有限責任組合との間で締結する本第三者割当契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権付社債の評価を第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計 (住所：東京都千代田区紀尾井町 4 番 1 号、代表者：山本 顕三、以下「赤坂国際会計」といいます。) に依頼しました。当該第三者算定機関と当社及び SCI 投資事業有限責任組合の間には、重要な利害関係はありません。

赤坂国際会計は、本新株予約権付社債の発行要項等に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日 (2025 年 9 月 25 日) の市場環境や SCI 投資事業有限責任組合の権利行使行動等を考慮した一定の前提 (当社の株価 (2,233 円)、予定配当額 (0 円/株)、無リスク利率 (1.2%)、ボラティリティ (87.3%)、クレジットスプレッド (1.6%–3.6%) 及び市場出来高、SCI 投資事業有限責任組合が市場出来高の一定割合の範囲内で様に分散的に権利行使及び株式売却を実施すること等) を置き、本新株予約権付社債の評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額である額面 100 円当たり 94.0 円から 100.4 円を参考に、当該評価額レンジの下限を下回らない範囲で、SCI 投資事業有限責任組合との協議を経て、発行決議日時点における本新株予約権付社債の払込金額を額面 100 円当たり 100 円としました。しかし、かかる算定結果には、上述のとおり、本日 (発行決議日) 以降の株価の値動きが反映されていません。そこで、当社は、かかる株価の値動きの影響を織り込んだ上で本新株予約権付社債の払込金額を決定すべく、条件決定日時点において、本日の発行決議に際して用いた方法と同様の方法を用いて再び価値算定を行い、その結果、評価額レンジの下限が本日以降の株価の上昇等を理由として額面 100 円当たり 100 円を上回るようになる場合には、かかる評価額レンジの下限の金額を本新株予約権付社債の払込金額といたします。他方、本日以降の株価の下落等により、条件決定日における再算定結果の上限が額面 100 円当たり 100 円以下となる場合には、かかる結果の織り込みは行わず、本新株予約権付社債の払込金額は、本日決定された額面 100 円当たり 100 円のままといたします。すなわち、既存株主の利益への配慮という観点から、条件決定日における本新株予約権付社債の価値が、発行決議日時点よりも上昇していた場合には、払込金額の決定に際してかかる上昇を考慮するものの、価値が下落していた場合には、かかる下落は反映されないということです。したがって、本新株予約権付社債の払込金額が、額面 100 円当たり 100 円を下回って決定されることはありません。また、転換価額につきましては、SCI 投資事業有限責任組合との間での協議を経て、本日 (発行

決議日) 時点においては、「発行決議日に先立つ 20 連続取引日における東証終値の平均値と発行決議日の直前取引日における東証終値の 90%に相当する金額のいずれか高い金額」という算式によって決定されておりますが、条件決定日に先立つ 20 連続取引日における東証終値の平均値と条件決定日の直前取引日における東証終値の 90%に相当する金額のいずれか高い金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額が上記発行決議日時点における転換価額を上回る場合には、当該金額を転換価額といたします。

また、当社及び当社監査等委員会による本新株予約権付社債の発行に係る有利発行性の判断については、条件決定日において本新株予約権付社債の払込金額を最終的に決定する際に行いますが、当社は、本新株予約権付社債の払込金額の決定方法は、既存株主の利益に配慮した合理的な方法であると考えており、また、当社監査等委員会が、発行決議日における本新株予約権付社債の価値と条件決定日時点における本新株予約権付社債の価値の高い方の金額を基準として本新株予約権付社債の払込金額を決定するという方法は慎重かつ合理的な方法であり、かかる決定方法に基づき本新株予約権付社債の払込金額を決定するという取締役の判断について、法令に違反する重大な事実は認められないと判断しております。

③本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行要項及び SCI 投資事業有限責任組合との間で締結する本第三者割当契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価についても、同じ第三者算定機関である赤坂国際会計に依頼しました。赤坂国際会計は、本新株予約権の発行要項等に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日(2025年9月25日)の市場環境や SCI 投資事業有限責任組合の権利行使行動等を考慮した一定の前提(当社の株価(2,233円)、予定配当額(0円/株)、無リスク利子率(1.2%)、ボラティリティ(87.3%)、クレジットスプレッド(1.6%–3.6%)及び市場出来高、SCI 投資事業有限責任組合が市場出来高の一定割合の範囲内で様に分散的に権利行使及び株式売却を実施すること等)を置き、本新株予約権の評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額を参考に、SCI 投資事業有限責任組合との間での協議を経て当該評価額と同額で、発行決議日時点における本新株予約権 1 個の払込金額を 1,853 円としました。しかし、かかる算定結果には、上述のとおり、本日(発行決議日)以降の株価の値動きが反映されていません。そこで、当社は、かかる株価の値動きの影響を織り込んだ上で本新株予約権の払込金額を決定すべく、条件決定日時点において、本日の発行決議に際して用いた方法と同様の方法を用いて再び価値算定を行い、その結果が、本日以降の株価の上昇等を理由として 1,853 円を上回ることとなる場合には、かかる再算定結果に基づき決定される金額を本新株予約権の発行価額といたします。他方、本日以降の株価の下落等により、条件決定日における再算定結果が 1,853 円以下となる場合には、かかる結果の織り込みは行わず、本新株予約権の発行価額は、本日決定された 1,853 円のままといたします。すなわち、既存株主の利益への配慮という観点から、条件決定日における本新株予約権の価値が、発行決議日時点よりも上昇していた場合には、発行価額の決定に際してかかる上昇を考慮するものの、価値が下落していた場合には、かかる下落は反映されないということです。したがって、本新株予約権 1 個あたりの発行価額が、発行決議日時点における算定結果である 1,853 円を下回って決定されることはありません。また、本新株予約権の行使価額につきましては、SCI 投資事業有限責任組合との協議を経て、本日(発行決議日)時点においては、「発行決議日に先立つ 20 連続取引日における東証終値の平均値と発行決議日の直前取引日における東証終値の 90%に相当する金額のいずれか高い金額」という算式によって決定されておりますが、条件決定日に先立つ 20 連続取引日における東証終値の平均値と条件決定日の直前取引日における東証終値の 90%に相当する金額のいずれか高い金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額が上記発行決議日時点における行使価額を上回る場合には、当該金額を行使価額といたします。

また、当社及び当社監査等委員会による本新株予約権の発行に係る有利発行性の判断については、条件決定日において本新株予約権の払込金額を最終的に決定する際に行いますが、当社は、本新株予約権の払込金額の決定方法は、既存株主の利益に配慮した合理的な方法であると考えており、また、当社監査等委員会が、発行決議日における本新株予約権の価値と条件決定日時点における本新株予約権の価値の高い方の金額を基準として本新株予約権の払込金額を決定するという方法は慎重かつ合理的な方法であり、かかる決定方法に基づき本新株予約権の払込金額を決定するという取締役の判断について、法令に違反する重大な事実は認められないと判断しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株式の発行により交付される株式の数 80,900 株に、本新株予約権付社債の全部が、本日時点における見込み当初転換価額で全て転換された場合に交付される株式数 202,265 株及び本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式の数 210,000 株を合算した総株式数は 493,165 株であり、2025 年 6 月 30 日現在の当社発行済株式総数 3,939,051 株に対し最大 12.52% (2025 年 6 月 30 日現在の当社議決権個数 39,308 個に対しては最大 12.54%) の割合の希薄化が生じます。これにより既存株主様におきましては、株式持分及び議決権比率が低下いたします。

しかしながら、本新株式発行は本資本業務提携の一部であり、本資本業務提携により当社の事業価値の向上が期待できること、並びに本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行を含む本第三者割当により調達した資金を、前述の資金使途に充当することで、当社事業の中長期的な発展を志向していく予定であることから、希薄化の規模は合理的であると判断しました。

以上の理由により、当社といたしましては、本新株式、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行は、企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の利益にも資するものと判断しており、今回の発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であると考えております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

①いであ

(1) 名 称	いであ株式会社	
(2) 所 在 地	東京都世田谷区駒沢三丁目 15 番 1 号	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 田畑 彰久	
(4) 事 業 内 容	社会基盤の形成と環境保全の総合コンサルタント	
(5) 資 本 金	3,173 百万円	
(6) 設 立 年 月 日	1968 年 9 月 24 日	
(7) 発 行 済 株 式 数	7,499,025 株	
(8) 決 算 期	12 月 31 日	
(9) 従 業 員 数	1,101 名 (2025 年 4 月 1 日現在)	
(10) 主 要 取 引 先	国土交通省、防衛相、環境省	
(11) 主 要 取 引 銀 行	株式会社三井住友銀行、株式会社りそな銀行	
(12) 大株主及び持株比率	いであ従業員持株会	10.4%
	NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE IEDP AIF CLIENTS NON TREATY ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行)	5.32%
	ライフケアサービス株式会社	5.03%
	株式会社三井住友銀行	4.93%
	田畑 日出男	4.36%
	株式会社りそな銀行	3.91%
	諸岡 嘉男	3.12%
	株式会社 S B I 証券	1.81%
	日本生命保険相互会社	1.74%
	田畑 彰久	1.62%
(13) 当事会社間の関係		
資 本 関 係	該当事項はありません。	
人 的 関 係	該当事項はありません。	
取 引 関 係	公共インフラの点検、防災、物資輸送などの分野における戦略的業務提携に関する覚書 (MOU) を締結しております。	

関連当事者への 該 当 状 況	該当事項はありません。		
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態			
決算期	2022年12月期	2023年12月期	2024年12月期
連結純資産額	24,675,357	26,538,803	28,726,109
連結総資産額	33,955,756	34,504,281	37,452,847
1株当たり連結純資産額(円)	3,456.16	3,717.21	4,023.64
連結売上高	23,035,185	22,698,846	24,310,486
連結営業利益	3,154,747	2,791,389	3,254,353
連結経常利益	3,278,316	2,991,074	3,423,344
親会社株主に帰属する 当期純利益	2,149,288	1,989,553	2,376,014
1株当たり当期純利益(円)	301.05	278.68	332.81
1株当たり配当額(円)	45.00	65.00	100.00

(単位：千円。特記しているものを除く。)

- (注) 1. いであの概要については、2025年6月30日現在の内容であります(特記しているものを除きます。)
2. いでは東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、当社は、同社が同取引所に提出したコーポレート・ガバナンスに関する報告書(最終更新日、2025年3月27日)において、反社会的勢力及び団体とは決して関わりをもたず、また、不当な要求に対しては毅然とした対応をとることを明示しており、反社会勢力には総務部が対応部門となり、不当要求等の情報を収集し、所轄警察署との連携を図っており、社内研修についても適宜実施することとされていること、さらに、「反社会的勢力調査規程」を定め、取引先、株主、役員、従業員等、関わりをもつ全ての個人、団体を対象として、反社会的勢力に該当するかどうかについて調査をすることとされていることを確認しています。当社は、当該記載に基づき、いでは反社会的勢力と関係がないと判断しました。

②SCI 投資事業有限責任組合

(1) 名称	シンプレクス・キャピタル・PIPEs 投資事業有限責任組合1号	
(2) 所在地	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号	
(3) 設立根拠等	投資事業有限責任組合契約に関する法律に基づく投資事業有限責任組合	
(4) 組成目的	グロース市場等の国内上場企業に対する第三者割当による成長資金の投資	
(5) 組成日	2024年7月1日	
(6) 出資の総額	5,100,000,000円	
(7) 出資者・出資比率・出資者の概要	シンプレクス・キャピタル・インベストメント株式会社、株式会社地域経済活性化支援機構、株式会社横浜銀行、株式会社静岡銀行、国内大手企業年金	
(8) 無限責任組合員の概要	名称	シンプレクス・キャピタル・インベストメント株式会社
	所在地	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 水嶋 浩雅
	事業内容	1. 投資事業組合財産の運用及び管理 2. 有価証券の取得、管理、保有及び処分 3. 前各号に付帯又は関連する一切の事業
	資本金	1千万円
	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。

(9) 当社と当該ファンドとの間の関係	取引関係	該当事項はありません。
(10) 当社と無限責任組合員との間の関係	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。

- (注) 1. 2025年9月26日現在のものです。
2. SCI 投資事業有限責任組合の出資者の出資比率及び国内大手企業年金の名称については、顧客の守秘義務の観点から非開示とするよう SCI 投資事業有限責任組合より要請されており、開示は控えさせていただきます。
3. 当社は、SCI 投資事業有限責任組合との間で締結する本第三者割当契約において、SCI 投資事業有限責任組合から、SCI 投資事業有限責任組合及びその主な出資者が反社会的勢力ではなく、又は反社会的勢力と何らの関係ない旨の表明保証を受けております。さらに、SCI 投資事業有限責任組合及びその組合員について、反社会的勢力であるか否か、並びに SCI 投資事業有限責任組合及びその組合員が反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、独自に専門の第三者調査機関であるリスクプロ株式会社（代表取締役：小板橋 仁、住所：東京都千代田区九段南二丁目3番14号 靖国九段南ビル2階）に調査を依頼し、2025年8月26日に調査報告書を受領いたしました。同社からは、各種公開情報、公簿、デスクトップサーチ及び独自データベースで照会を行ったとの報告を受けております。当該調査報告書において、SCI 投資事業有限責任組合若しくはその組合員が反社会的勢力である、又は SCI 投資事業有限責任組合若しくはその組合員が反社会的勢力と何らかの関係を有している旨の報告はありませんでした。以上により、当社は、SCI 投資事業有限責任組合並びにその組合員及び主な出資者が反社会的勢力と一切の関係がないと判断し、これに係る確認書を東京証券取引所に提出しております。なお、SCI は、SCI 投資事業有限責任組合が保有する株券等について、株主としての権利行使を行う権限若しくはその指図権限又は投資権限を実質的に有しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社が割当予定先を選定した理由は、いであについては「I. 本資本業務提携の概要 1. 本資本業務提携の理由」に記載のとおりであり、SCI 投資事業有限責任組合については以下のとおりです。

当社は、上記「2. 募集の目的及び理由 (1) 資金調達のための主な目的」に記載のとおり、研究開発の強化、運用サービスの拡大と提供体制の強化及び市場浸透の加速といった当社の中期計画を実行するための成長投資のための資金調達手法について、戦略的・中長期的な観点から2025年1月より検討を重ねてまいりました。

そのような中、エンゲージメント投資に定評があり、成長企業の事業支援に強みを持つ SCI が運用する SCI 投資事業有限責任組合から、当社の成長ポテンシャル及び事業戦略に対する深い理解と長期的支援の意向を受け、2025年5月20日より協議を開始いたしました。その後、協議を重ねた結果、当社の意向に合致する形で資金調達スキームに合意いたしました。

同ファンドは、官民ファンドである株式会社地域経済活性化支援機構（REVIC）が出資する成長支援ファンドの投資案件でもあり、信頼性があるとともに、地方に根差した成長意欲ある中堅・中小企業への投資を通じて、地域経済の活性化と企業価値向上の双方を実現することを目的としています。当社のように、グロース市場等に上場する成長企業に対して、資本の提供のみならず、業務提携先の紹介や IR 活動の支援等、事業・経営両面での中長期的伴走支援を行う方針を有している点も、極めて親和性が高いと判断しました。

これらを総合的に勘案し、当社は、SCI 投資事業有限責任組合を本新株予約権付社債及び本新株予約権の割当予定先として選定することを決定いたしました。今後、同ファンドとの連携を通じて、上述した成長投資をより一層推進し、企業価値の持続的な向上を図ってまいります。

(3) 割当予定先の保有方針

いでは、本資本業務提携の趣旨に鑑み、本第三者割当により取得する当社株式を原則として中長期的に保有する方針であることを口頭で確認しております。当社は、いであから、いであが払込期日から2年以内に本新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対して書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、及び

当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

また、当社は、SCI 投資事業有限責任組合が当社の中長期的な成長を期待し、当社の中長期的な企業価値の向上と株式価値の最大化を目指すことで得られるキャピタルゲインを獲得すること（本新株予約権付社債を普通株式に転換し、また、本新株予約権を行使した上で売却する際における投資資金の回収）を目的としているため、本新株予約権付社債及び本新株予約権を割当後短期的な期間内に第三者に譲渡することはない方針である旨、並びに本新株予約権付社債の転換又は本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式の将来的な売却についても、市場での売却を否定するものではないものの、当社の事業成長や資本政策に資する戦略的な相手先及び機関投資家等への譲渡を基本としている旨の説明を口頭にて受けております。但し、本新株予約権付社債の転換又は本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式については、当社グループの業績及び配当状況、市場動向等を勘案しつつ売却する方針です。

また、上記「1. 募集の概要（2）本新株予約権付社債（11）その他」に記載のとおり、本新株予約権付社債の発行日から180日間は、原則として、割当予定先は本新株予約権付社債の転換を請求できず、また、上記「1. 募集の概要（3）本新株予約権（9）その他」に記載のとおり、本新株予約権の発行日から180日間は、原則として、割当予定先は本新株予約権を行使できないことを合意する予定です。

なお、当社と、SCI 投資事業有限責任組合が締結する本第三者割当契約における制限として、SCI 投資事業有限責任組合が本新株予約権付社債及び本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要する旨を合意する予定です。

（4）割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当予定先であるいであについて、いであが2025年8月4日付で関東財務局長宛に提出した第58期半期報告書における中間連結貸借対照表を確認した結果、本新株式の払込みのために必要かつ十分な現金及び預金を保有していることを確認しております。

当社は、SCI 投資事業有限責任組合について、本日現在において本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行に係る払込みのために必要かつ十分な資金を保有してはいないものの、SCI 投資事業有限責任組合に係る投資事業有限責任組合契約書の写しを確認することにより、各出資者とSCI 投資事業有限責任組合との間で、SCI 投資事業有限責任組合において資金が必要となしに無限責任組合員であるシンプレクス・キャピタル・インベストメントが行うキャピタルコールに応じ、各出資者がSCI 投資事業有限責任組合に対する出資を行う旨の約束がある旨を確認することで、SCI 投資事業有限責任組合は、払込期日までに各出資者から本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行に係る払込みのために必要かつ十分な資金を確保する見込みがあることを確認しております。

また、シンプレクス・キャピタル・インベストメントへのヒアリング等を通じて、SCI 投資事業有限責任組合の各出資者がキャピタルコールに応じてSCI 投資事業有限責任組合に対して出資を行う意思があることを確認しており、キャピタルコールに対応する、各出資者のSCI 投資事業有限責任組合に対する出資の履行の意思及び出資の能力に問題がないことを確認しております。

なお、当社とSCI 投資事業有限責任組合との間で締結する本第三者割当契約において、SCI 投資事業有限責任組合から、払込期日において、SCI 投資事業有限責任組合が払込みに要する十分な現金を有する旨の表明及び保証を得ます。

（5）ロックアップについて

当社は、本第三者割当契約において、本第三者割当契約の締結日以降、払込期日から12か月後の応当日までの間、SCI 投資事業有限責任組合の事前の書面又は電磁的方法による承諾を受けることなく、以下（ア）及び（イ）に記載する行為を行わない旨を合意する予定です。

（ア）当社普通株式若しくは当社のその他の種類の株式、当社普通株式若しくは当社のその他の種類の株式に転換若しくは交換されうる有価証券、若しくは当社普通株式若しくは当社のその他の種類の株式を取得若しくは受領する権利を表章する有価証券（以下「本証券」といいます。）に関する、発行、募集、貸付、売付若しくは売付契約の締結、当社の株主による当社普通株式の売出し（金融商品取引法第2条第4項に定めるものをいい、証券会社による引受けを伴うものに限ります。）について同意すること若しくはそのための機関決定を行うこと、又は当社の指示により行為する法人若しくは個人に、上記行為を行わせること

(イ) (ア)に記載する行為を行うことを企図していること、又はそれに同意することを、発表又は公表すること

但し、①本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行並びに本新株予約権付社債の転換又は本新株予約権による当社の株式の交付、②株式分割又は株式無償割当てに伴う当社の株式の交付、③本第三者割当契約の締結日現在残存している新株予約権の行使による当社の株式の交付、④吸収分割、株式交換、株式交付及び合併に伴う当社の株式の交付、⑤当社のストックオプション制度又は譲渡制限付株式報酬制度に基づく当社の新株予約権又は株式の発行又は交付、⑥会社法第194条第3項に基づく自己株式の売り渡し、⑦当社が他の事業会社との間で行う事業上又は業務上の提携（既存の提携に限らず、新規又は潜在的な提携を含みます。）の一環として又はこれに関連して行う当該他の事業会社に対する本証券の発行又は交付は、上記(ア)及び(イ)で禁止される行為には当たらない旨が定められる予定です。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前 (2025年6月30日)		募集後	
熊田 貴之	37.83%	熊田 貴之	33.62%
福田 重男	3.80%	シンプレクス・キャピタル・PIPEs	9.30%
熊田 雅之	2.87%	投資事業有限責任組合1号	
楽天証券株式会社	2.00%	福田 重男	3.38%
MSCO CUSTOMER SECURITIES	1.91%	熊田 雅之	2.55%
(常任代理人 モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社)		いであ株式会社	1.82%
モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社	1.46%	楽天証券株式会社	1.78%
大成株式会社	1.39%	MSCO CUSTOMER SECURITIES	1.70%
FUSO-SBI Innovation Fund	1.26%	(常任代理人 モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社)	
大成温調株式会社	1.26%	モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社	1.30%
DRONE FUND 3号投資事業有限責任組合	1.15%	大成株式会社	1.24%
		FUSO-SBI Innovation Fund	1.12%
		大成温調株式会社	1.12%

(注) 1. 募集前の大株主及び持株比率は2025年6月30日現在の株主名簿上の株式数に基づき記載しております。

2. 募集後の大株主及び持株比率は、2025年6月30日現在の発行済株式総数に、本新株式の数80,900株、及び本新株予約権付社債が本日時点における見込み当初転換価額で全て転換され、また本新株予約権が全て行使された場合に交付される当社普通株式412,265株を加えて算定しております。

3. 上記の割合は、小数点以下第3位を切り捨てて表示しております。

8. 今後の見通し

当社は本資本業務提携及び本第三者割当が、当社の企業価値及び株主価値の向上に資するものと考えておりますが、本件が当社の2025年12月期の通期業績予想に与える影響はございません。今後、開示すべき事象が発生した場合には、速やかに公表いたします。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績

(単位:千円。特記しているものを除きます。)

	2022年12月期	2023年12月期	2024年12月期
売上高	908,399	1,264,574	1,223,237
営業損失(△)	△349,526	△289,759	△398,416
経常損失(△)	△341,454	△295,670	△392,019
当期純損失(△)	△345,123	△299,270	△394,719
1株当たり当期純損失 (△) (円)	△106.01	△90.35	△100.21
1株当たり配当額(円)	—	—	—
1株当たり純資産額(円)	111.60	260.99	160.79

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(2025年9月26日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	3,941,151株	100.00%
現時点の転換価額(行使価額) における潜在株式数	288,590株	7.32%

(注) 上記潜在株式数は、当社のストック・オプション制度に係る潜在株式数であります。

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2022年12月期	2023年12月期	2024年12月期
始値	—	2,023円	1,614円
高値	—	2,200円	1,775円
安値	—	1,421円	500円
終値	—	1,567円	547円

(注) 当社は2023年12月12日に東京証券取引所グロース市場に上場したため、それ以前の期間における株価情報はありません。

② 最近6ヶ月間の状況

	2025年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
始値	1,198円	858円	1,020円	1,744円	2,510円	2,601円
高値	1,198円	1,138円	2,464円	2,963円	3,070円	2,870円
安値	762円	801円	1,000円	1,552円	2,311円	2,182円
終値	863円	970円	1,751円	2,530円	2,645円	2,233円

(注) 2025年9月の株価については、2025年9月25日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

	2025年9月25日
始値	2,344円
高値	2,345円
安値	2,224円
終値	2,233円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

① 公募増資(新規上場時)

払込期日	2023年12月11日
調達資金の額	793,504千円(差引手取概算額)
発行価額	1株につき1,457.28円
募集時における 発行済株式総数	3,279,351株

当該募集による発行株式数	普通株式 550,000 株
募集後における発行済株式総数	3,829,351 株
発行時における当初の資金使途	①ドローン等の購入費用、②研究開発費、③人件費、④PR マーケティング費用及び⑤借入金返済
発行時における支出予定時期	①ドローン等の購入費用：151,000 千円（2024 年 12 月期：54,000 千円、2025 年 12 月期：97,000 千円） ②研究開発費：524,000 千円（2024 年 12 月期：248,000 千円、2025 年 12 月期：276,000 千円） ③人件費：92,000 千円（2024 年 12 月期：50,000 千円、2025 年 12 月期：42,000 千円） ④PR マーケティング費用：28,000 千円（2025 年 12 月期：28,000 千円） ⑤借入金返済：156,000 千円（2024 年 12 月期：18,000 千円、2025 年 12 月期：138,000 千円） ※上記の各充当予定額は、下記②の第三者割当増資による調達資金の額を加味した金額であります。
現時点における充当状況	①ドローン等の購入費用：80,000 千円 ②研究開発費：210,000 千円 ③人件費：38,800 千円 ④PR マーケティング費用：50,800 千円 ⑤借入金返済：27,700 千円 現時点において PR マーケティング費用が発行時における支出予定金額を超過しておりますが、これは受注活動の強化を目的とした戦略的な判断によるものであり、超過した金額につきましては、研究開発費の支出を調整いたします。 残額は今後上記の資金使途で上記の支出予定時期までに充当予定ですが、資金使途又は支出予定時期の変更が生じた場合には、速やかに開示いたします。

② 第三者割当増資（オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資）

払込期日	2023 年 12 月 27 日
調達資金の額	159,758 千円（差引手取概算額）
発行価額	1 株につき 1,457.28 円
募集時における発行済株式総数	3,829,351 株
当該募集による発行株式数	普通株式 109,700 株
募集後における発行済株式総数	3,939,051 株
割当先	大和証券株式会社
発行時における当初の資金使途	上記「①公募増資（新規上場時）」に記載のとおりであります。
発行時における支出予定時期	上記「①公募増資（新規上場時）」に記載のとおりであります。
現時点における充当状況	上記「①公募増資（新規上場時）」に記載のとおりであります。

(別紙1)

ブルーイノベーション株式会社
新株式発行要項

1. 募集株式の種類及び数
普通株式 80,900 株
2. 募集株式の払込金額
1 株当たり 2,472 円
3. 払込金額の総額
199,984,800 円
4. 申込期日
2025 年 10 月 15 日
5. 払込期日
2025 年 10 月 15 日
6. 増加する資本金及び資本準備金の額
増加する資本金の額 : 99,992,400 円
増加する資本準備金の額 : 99,992,400 円
7. 募集の方法
第三者割当の方法により、すべての新株式をいであ株式会社へ割り当てる。
8. 払込取扱場所
東京都豊島区南池袋二丁目 28 番 10 号
株式会社三菱UFJ銀行 西池袋支店
普通預金 1257162
ブルーイノベーション株式会社
9. その他
 - (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
 - (2) その他本新株式発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以 上

(別紙2)

ブルーイノベーション株式会社
第1回無担保転換社債型新株予約権付社債
発行要項

1. 社債の名称

ブルーイノベーション株式会社第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）

2. 社債の総額

金 500,000,000 円

3. 各社債の金額

金 12,500,000 円の1種

4. 払込金額

各本社債の金額 100 円につき金 100 円とするが、2025 年 10 月 6 日から 2025 年 10 月 8 日までの間のいずれかの日で、株価変動等諸般の事情を考慮の上で本新株予約権付社債に係る最終的な条件を決定する日として当社が決定した日（以下「条件決定日」という。）における本新株予約権付社債の再算定結果に係る評価額レンジの下限が金 100 円を上回る場合には、かかる評価額レンジの下限の金額とする。

5. 本新株予約権付社債の券面

本新株予約権付社債については、本新株予約権付社債を表章する新株予約権付社債券を発行しない。なお、本新株予約権付社債は会社法第 254 条第 2 項本文及び第 3 項本文の定めにより本社債又は本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。

6. 利率

本社債には利息を付さない。

7. 担保・保証の有無

本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。

8. 申込期日

2025 年 10 月 23 日

9. 本社債の払込期日及び本新株予約権の割当日

2025 年 10 月 23 日

10. 募集の方法

第三者割当の方法により、シンプレクス・キャピタル・PIPEs 投資事業有限責任組合 1 号に全額を割り当てる。

11. 本社債の償還の方法及び期限

(1) 本社債の満期償還

本社債は、2030 年 10 月 23 日にその総額を本社債の金額 100 円につき金 100 円で償還する。

(2) 本社債の繰上償還

(イ) 130%ソフトコール条項による繰上償還

当社は、2026年4月21日以降のいずれかの20連続取引日（東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限（一時的な取引制限も含む。）があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。以下同じ。）における各取引日において、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「東証終値」という。）が当該各取引日に適用のある転換価額（第12項第(4)号(ロ)に規定する。以下同じ。）の130%以上であった場合、当該20連続取引日の最終日から15銀行営業日以内に、かつ繰上償還を希望する日（以下、本(イ)において「繰上償還日」という。）の20銀行営業日前までに本新株予約権付社債に係る新株予約権付社債権者（以下「本新株予約権付社債権者」という。）に書面で通知することにより、繰上償還日に、残存する本社債の全部（一部は不可）を各社債の金額100円につき金100円で償還することができる。

(ロ) 本新株予約権付社債権者の選択による繰上償還

① 組織再編行為による繰上償還

本新株予約権付社債権者は、組織再編行為（以下に定義する。）が当社の株主総会で承認された場合において、承継会社等（以下に定義する。）の普通株式がいずれの金融商品取引所にも上場されない場合には、その選択により、当社に対して、償還を希望する日（以下、本①において「繰上償還日」という。）の10銀行営業日以上前に事前通知を行った上で、繰上償還日に、その保有する本社債の全部又は一部を以下の償還金額で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。

上記償還に適用される償還金額は、参照パリティ（以下に定義する。）が100%を超える場合には、各社債の金額100円につき金100円に参照パリティを乗じた額とし、参照パリティが100%以下となる場合には、各社債の金額100円につき金100円とする。

「参照パリティ」は、以下に定めるところにより決定された値とする。

(i) 当該組織再編行為に関して当社普通株式の株主に支払われる対価が金銭のみである場合

当該普通株式1株につき支払われる当該金銭の額を当該組織再編行為承認日時点で有効な転換価額で除して得られた値（小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）

(ii) (i)以外の場合

会社法に基づき当社の取締役会その他の機関において当該組織再編行為に関して支払われ若しくは交付される対価を含む条件が決議又は決定された日（決議又は決定された日より後に当該組織再編行為の条件が公表される場合にはかかる公表の日）の直後の取引日に始まる5連続取引日の東証終値の平均値を、当該5連続取引日の最終日時点で有効な転換価額で除して得られた値（小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）とする。当該5連続取引日において第12項第(4)号(ハ)②、④及び⑦に記載の転換価額の調整事由が生じた場合には、当該5連続取引日の東証終値の平均値は、第12項第(4)号(ハ)①乃至⑦に記載の転換価額の調整条項に準じて合理的に調整されるものとする。

「組織再編行為」とは、当社が消滅会社となる合併契約の締結、当社が分割会社となる吸収分割契約の締結若しくは新設分割計画の作成又は当社が他の会社の完

全子会社となる株式交換契約の締結、株式移転計画の作成若しくは株式交付親会社が当社の発行済株式の全部を取得することを内容とする株式交付計画の作成又はその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本社債に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものをいう。

「承継会社等」とは、当社による組織再編行為に係る吸収合併存続会社若しくは新設合併設立会社、吸収分割承継会社若しくは新設分割設立会社、株式交換完全親会社、株式移転完全親会社、株式交付親会社又はその他の日本法上の会社組織再編手続におけるこれらに相当する会社のいずれかであって、本社債に基づく当社の義務を引き受けるものをいう。

② 公開買付けによる繰上償還

本新株予約権付社債権者は、当社普通株式について、公開買付け（以下に定義する。）が行われた場合、その選択により、当社に対して、償還を希望する日（以下、本②において「繰上償還日」という。）の10銀行営業日以上前に事前通知を行った上で、繰上償還日に、その保有する本社債の全部又は一部を、本号(ロ)①に記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。

「公開買付け」とは、金融商品取引法に基づく公開買付けがなされ、当社が当該公開買付けに賛同する意見を表明し、当該公開買付けの結果、当社普通株式が上場されている全ての日本の金融商品取引所においてその上場が廃止となる可能性があることを当社又は公開買付者が公表又は容認し（但し、当社又は公開買付者が、当該公開買付け後も当社普通株式の上場を維持するよう努力する旨を公表した場合を除く。）、かつ公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合をいう。

③ 上場廃止事由等又は監理銘柄指定による繰上償還

本新株予約権付社債権者は、当社普通株式について、上場廃止事由等（以下に定義する。）が生じた若しくは生じる合理的な見込みがある場合、又は東京証券取引所による監理銘柄への指定がなされた若しくはなされる合理的な見込みがある場合には、その選択により、当社に対して、償還を希望する日（以下、本③において「繰上償還日」という。）の10銀行営業日（但し、東京証券取引所による監理銘柄への指定がなされた若しくはなされる合理的な見込みがある場合には20銀行営業日）以上前に事前通知を行った上で、繰上償還日に、その保有する本社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。

「上場廃止事由等」とは、当社又はその企業集団に、東京証券取引所有価証券上場規程第601条第1項各号に定める事由が発生した場合、又は、当社が本新株予約権付社債の払込期日以降その事業年度の末日現在における財務諸表又は連結財務諸表において債務超過となる場合において、当該事業年度の末日の翌日から起算して6か月を経過する日までの期間において債務超過の状態でなくならなかった場合をいう。

④ 支配権変動による繰上償還

本新株予約権付社債権者は、支配権変動事由（以下に定義する。）が生じた場合、当該支配権変動事由が生じた日後いつでも、その選択により、当社に対して、償還を希望する日（以下、本④において「繰上償還日」という。）の10銀行営業日以上前に事前通知を行った上で、繰上償還日に、その保有する本社債の全部又は一部を、本号(ロ)①に記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。

「支配権変動事由」とは、特定株主グループ（当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。））の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいう。）が50%超となった場合をいう。

⑤ スクイーズアウトによる繰上償還

本新株予約権付社債権者は、当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、当社の特別支配株主（会社法第179条第1項に定義される。）による当社の他の株主に対する株式等売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合又は上場廃止を伴う当社普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、その選択により、当社に対して、償還を希望する日（以下、本⑤において「繰上償還日」という。）の10銀行営業日以上前に事前通知を行った上で、繰上償還日に、その保有する本社債の全部又は一部を、本号(ロ)①に記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。

⑥ 財務制限条項抵触による繰上償還

本新株予約権付社債権者は、財務制限条項抵触事由（以下に定義する。）が生じた場合には、その選択により、当社に対して、償還を希望する日（以下、本⑥において「繰上償還日」という。）の10銀行営業日以上前に事前通知を行った上で、繰上償還日に、その保有する本社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。

「財務制限条項抵触事由」とは、当社の2025年12月期以降の各事業年度末日における通期の貸借対照表（但し、連結貸借対照表を作成している場合には連結貸借対照表）に記載される純資産合計の金額が、直前の事業年度末日における通期の貸借対照表（但し、連結貸借対照表を作成している場合には連結貸借対照表）に記載される純資産合計の額の75%を下回った場合で、かつ当社の2025年12月期以降に終了するいずれかの事業年度を最終年度とする3連続事業年度中の各事業年度における通期の損益計算書（但し、連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載される経常損益がいずれも損失であった場合をいう。

⑦ 当社株式等の発行による繰上償還

本新株予約権付社債権者は、当社がエクイティ・ファイナンス（以下に定義する。）を実施した場合、その選択により、当社に対して、償還を希望する日（以下、本⑦において「繰上償還日」という。）の10銀行営業日以上前に事前通知を行った上

で、繰上償還日に、その保有する本社債の全部又は一部を各社債の金額 100 円につき金 110 円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。

「エクイティ・ファイナンス」とは、直接・間接を問わず、①当社普通株式又は普通株式に転換若しくは交換できる証券の勧誘、担保提供、発行、売付け、売却契約、購入オプションの付与、購入権の付与、引受権の付与、貸付けその他の移転又は処分、②当社普通株式の所有についての経済的結果の全部又は一部を第三者に移転するスワップその他の取決め、又は③これらの各行為やその計画に係る公表をいう。但し、当社普通株式の株式分割により当社が当社普通株式を発行又は交付する場合、当社が本新株予約権付社債権者又はその関係会社を相手方として上記各行為を行う場合、当社が当社普通株式の無償割当を行う場合、当社が吸収分割、株式交換、株式交付又は合併を行う場合、会社法第 194 条第 3 項に基づく自己株式の売渡し、当社のストックオプション制度又は譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社が当社の新株予約権若しくは普通株式を発行若しくは交付する場合、本新株予約権付社債の払込期日現在残存している当社新株予約権、本新株予約権及び第 11 回新株予約権の行使に基づき当社が当社普通株式を発行又は交付する場合、発行会社が他の事業会社との間で行う事業又は業務上の提携（既存の提携に限らず、新規又は潜在的な提携を含む。）の一環として又はこれに関連して当該他の事業会社に対して本証券を発行又は交付する場合、その他適用法令により必要となる場合についてはこれに含まれない。

- (3) 本項に定める繰上償還日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。
- (4) 当社は、本新株予約権付社債の発行後いつでも本新株予約権付社債を買い入れることができる。買い入れた本新株予約権付社債について消却を行う場合、本社債又は本新株予約権の一方のみを消却することはできない。

12. 本新株予約権の内容

- (1) 本社債に付された本新株予約権の数
各本社債に付された本新株予約権の数は 1 個とし、合計 40 個の本新株予約権を発行する。
- (2) 本新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否
本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。
- (3) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数の算定方法
本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。）する数は、行使請求に係る本社債の払込金額の総額を本項第(4)号(ロ)に定める転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる 1 株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
- (4) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法
 - (イ) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、出資される財産の価額は、当該本新株予約権に係る本社債の金額と同額とする。
 - (ロ) 転換価額は、当初 2,472 円とするが、条件決定日に先立つ 20 連続取引日（終値のない日数を除く。）における東証終値の平均値と条件決定日の直前取引日における東証終値の 90%に相当する金額のいずれか高い金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額が、2,472 円

を上回る場合には、当該金額とする。但し、転換価額は下記(ハ)の規定に従って調整される。

(ハ) 転換価額の調整

- ① 当社は、当社が本新株予約権付社債の発行後、下記②に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「新株発行等による転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- ② 新株発行等による転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及び調整後転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- (i) 下記⑥(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、当社の譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- (ii) 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後転換価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- (iii) 下記⑥(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記⑥(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）（但し、第11回新株予約権を除く。）を発行又は付与する場合（無償割当てによる場合を含む。但し、ストックオプション制度に基づき新株予約権を交付する場合を除く。）

調整後転換価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして新株発行等による転換価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- (iv) 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記⑥(ii)に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後転換価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、当該取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して、当該調整前に本号③による行使価額の調整が行われている場合には、調整後行使価額は、当該調整を考慮して算出するものとする。

- (v) 上記(i)乃至(iii)の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記(i)乃至(iii)にかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{転換価額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{転換価額} \end{array} \right) \times \begin{array}{c} \text{調整前転換価額により} \\ \text{当該期間内に交付された株式数} \end{array}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- ③ 当社は、本新株予約権付社債の発行後、下記④に定める特別配当の支払いを実施する場合には、次に定める算式（以下、新株発行等による転換価額調整式と併せて「転換価額調整式」と総称する。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後} \\ \text{転換価額} = \text{調整前} \\ \text{転換価額} \times \frac{\text{時価} - \text{1株当たりの特別配当}}{\text{時価}}$$

「1株当たりの特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る当該事業年度の最終の基準日における各本社債の金額（金12,500,000円）当たりの本新株予約権の目的となる株式の数で除した金額をいう。1株当たり特別配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- ④ (i) 「特別配当」とは、2030年10月21日までの間に終了する各事業年度内に到来する配当に係る各基準日における、当社普通株式1株当たりの剰余金の配当（会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭も含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。）の額に当該基準日時点における各本社債の金額（金12,500,000円）当たりの本新株予約権の目的である株式の数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額（当社が当社の事業年度を変更した場合には、新株予約権者と協議の上合理的に修正された金額）をいう。
- (ii) 特別配当による転換価額の調整は、各事業年度の配当に係る最終の基準日に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月1日以降これを適用する。

- ⑤ 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまる場合は、転換価額の調整は行わない。但し、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を調整する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- ⑥(i) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 - (ii) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後転換価額が初めて適用される日(但し、上記②(v)の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の東証終値の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 - (iii) 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後転換価額を初めて適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式数を控除した数とする。また、上記②(ii)の場合には、転換価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- ⑦ 上記②記載の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権付社債権者と協議の上、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。
- (i) 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換、株式交付又は合併のために転換価額の調整を必要とするとき。
 - (ii) その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
 - (iii) 転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- ⑧ 転換価額の調整を行うときは、当社は、調整後転換価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権付社債権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前転換価額、調整後転換価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記②(v)に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
- (5) 本新株予約権を行使することができる期間
- 2025年10月24日から2030年10月21日までとする。但し、以下の期間については、本新株予約権を行使することができない。
- (イ) 当社が、第11項第(2)号又は第(3)号に基づき本社債を繰上償還する場合は、償還日の前銀行営業日以降
 - (ロ) 当社が、第14項に基づき本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失した時以降
- (6) 本新株予約権の行使の条件
- 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (7) 本新株予約権の取得条項
- 本新株予約権の取得条項は定めない。
- (8) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 本新株予約権の行使請求の方法

(イ) 本新株予約権を行使する場合、第12項第(5)号記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第19項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。

(ロ) 本新株予約権の行使請求の効力は、第19項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われた日に発生する。

(ハ) 本号に従い行使請求が行われた場合、その後これを撤回することができない。

(10) 当社は、行使請求の効力発生後、当該行使請求に係る本新株予約権付社債権者に対し、当該本新株予約権付社債権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録又は自己株式の当社名義からの振替を行うことにより株式を交付する。

13. 担保提供制限

当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも、担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定に基づき、新株予約権の行使に際して、当該新株予約権に係る社債を出資の目的とすることが新株予約権の内容とされたものをいう。

14. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次のいずれかの事由が発生した場合には、本社債につき期限の利益を喪失する。

(イ) 当社が第11項の規定に違背し、3銀行営業日以内にその履行がなされないとき。

(ロ) 当社が第12項第(4)号(ハ)、第12項第(10)号又は第13項の規定に違背し、本新株予約権付社債権者からは正を求める通知を受領したのち30日を経過してもその履行又は是正をしないとき。

(ハ) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。

(ニ) 当社が、社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、若しくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。但し、当該債務の合計額(邦貨換算後)が100,000,000円を超えない場合は、この限りではない。

(ホ) 当社が、当社の破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てをし、又は当社の取締役会において解散(合併の場合を除く。)の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。

(ヘ) 当社が破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生法手続開始の決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。

15. 社債管理者の不設置

本新株予約権付社債は、会社法第 702 条但書及び会社法施行規則第 169 条の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。

16. 元金支払事務取扱場所（元金支払場所）

ブルーイノベーション株式会社 経営管理本部 経理法務部

17. 社債権者に対する通知の方法

本新株予約権付社債権者に対する通知は、当社の定款所定の公告の方法によりこれを行う。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告に代えて各本新株予約権付社債権者に対し直接に通知する方法によることができる。

18. 社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも 2 週間前までに本社債の社債権者集会を招集する旨及び会社法第 719 条各号所定の事項を公告又は通知する。
- (2) 本社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
- (3) 本社債の種類（会社法第 681 条第 1 号に定める種類をいう。）の社債の総額（償還済みの額を除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。）の 10 分の 1 以上にあたる社債を有する社債権者は、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

19. 行使請求受付場所

ブルーイノベーション株式会社 経営管理本部 経理法務部

20. 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と、本社債の利率、繰上償還及び発行価額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。

21. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) その他本新株予約権付社債発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以 上

(別紙3)

ブルーイノベーション株式会社第11回新株予約権 発行要項

1. 本新株予約権の名称

ブルーイノベーション株式会社第11回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

2. 申込期日

2025年10月23日

3. 割当日

2025年10月23日

4. 払込期日

2025年10月23日

5. 募集の方法

第三者割当ての方法により、すべての本新株予約権をシンプレクス・キャピタル・PIPEs 投資事業有限責任組合1号に割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 210,000 株とする（本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株とする。）。但し、下記第(2)号乃至第(5)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(2) 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合（以下「株式分割等」と総称する。）を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後割当株式数} = \text{調整前割当株式数} \times \text{株式分割等の比率}$$

(3) 当社が第10項の規定に従って行使価額（第9項第(2)号に定義する。）の調整を行う場合（但し、株式分割等を原因とする場合を除く。）には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第10項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(4) 本項に基づく調整において、調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第10項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(5) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第10項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

2,100 個

8. 各本新株予約権の払込金額

金 1,853 円（本新株予約権の目的である株式 1 株当たり 18.53 円）とするが、2025 年 10 月 6 日から 2025 年 10 月 8 日までの間のいずれかの日で、株価変動等諸般の事情を考慮の上で本新株予約権に係る最終的な条件を決定する日として当社が決定した日（以下「条件決定日」という。）において、第 17 項に定める方法と同様の方法で算定された本新株予約権 1 個あたりの払込金額が 1,853 円を上回る場合には、条件決定日における算定結果に基づき決定される金額を 1 個あたりの払込金額とする。

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初 2,472 円とするが、条件決定日に先立つ 20 連続取引日（東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限（一時的な取引制限も含む。）があった場合には、当該日は「取引日」にあたらないものとする。以下同じ。）（終値のない日数を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「東証終値」という。）の平均値と条件決定日の直前取引日における東証終値の 90%に相当する金額のいずれか高い金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額が 2,472 円を上回る場合には、当該金額とする。

10. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「新株発行等による行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行} \cdot \times \text{1株当たりの処分株式数} \times \text{払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行} \cdot \text{処分株式数}}$$

- (2) 新株発行等による行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。）する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、当社の譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)(但し、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権を除く。)を発行又は付与する場合(無償割当てによる場合を含む。但し、ストックオプション制度に基づき新株予約権を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして新株発行等による行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、当該取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)に関して、当該調整前に上記③による行使価額の調整が行われている場合には、調整後行使価額は、当該調整を考慮して算出するものとする。

- ⑤ 上記①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により}}{\text{調整後行使価額}} \times \text{当該期間内に交付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- ⑥(i) 当社は、本新株予約権の発行後、下記(ii)に定める特別配当の支払いを実施する場合には、次に定める算式(以下、新株発行等による行使価額調整式と併せて「行使価額調整式」と総称する。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{時価} - \text{1株当たりの特別配当}}{\text{時価}}$$

「1株当たりの特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る当該事業年度の最終の基準日における本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数で除した金額をいう。1株当たり特別配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- (ii) 「特別配当」とは、2030年10月23日までの間に終了する各事業年度内に到来する配当に係る各基準日における、当社普通株式1株当たりの剰余金の配当(会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭も含む。金銭以外の財産を配当財産とする

剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。)の額に当該基準日時点における本新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額(当社が当社の事業年度を変更した場合には、新株予約権者と協議の上合理的に修正された金額)をいう。

(iii) 特別配当による行使価額の調整は、各事業年度の配当に係る最終の基準日に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月1日以降これを適用する。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4)① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日(但し、上記第(2)号⑤の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の東証終値の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式数を控除した数とする。また、上記第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権を行使することができる期間

2025年10月24日から2030年10月23日までとする。

12. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

13. 本新株予約権の取得条項

各本新株予約権の取得条項は定めない。

14. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

15. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、第 11 項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第 18 項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第 19 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第 18 項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
- (4) 本項に従い行使請求が行われた場合、その後これを撤回することができない。

16. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

17. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当先との間で締結する予定の第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を第 8 項記載のとおりとした。

18. 行使請求受付場所

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

19. 払込取扱場所

東京都豊島区南池袋二丁目 28 番 10 号

株式会社三菱UFJ銀行 西池袋支店

普通預金 1257162

ブルーイノベーション株式会社

20. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

21. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号

22. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

- (2) 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以 上